

◆問題事例のまとめ②【倫理規定に関わる問題について】◆

(平成16年度～令和6年度)

男子準決勝の試合で、2面に一人ロービングアンパイヤーが入っていたが、あまりにもミスジャッジが多いコートがあり本部からもう一人ロービングアンパイヤー入り対応した。その際にオーバールールを1度適応。しかしその後その選手は相手選手のサービスジャッジに対して、クレームをしてロービングアンパイヤーに確認を求めてきた。その際ロービングアンパイヤーは明らかにミスジャッジであると判断できないのでジャッジ通り試合を進行するように指示。その事に不服を感じたのか、ロービングアンパイヤーに「何故ちゃんと見ないのか、見てないのか」というような侮辱とも取れる言葉を使ってきた。(平成16年度)

問題点

ロービングアンパイヤーの指示に対して、素直に従わない選手に対してどのような対応をすべきか。

今回の措置

今回の場合、これ以外にもマナーの点で問題があったために、該当選手はレフリーからの指導。チーム全体には専門委員長から嚴重注意を行う。

ルールに基づいた今後の対策

この場合トーナメント諸規則3-2-13 言葉による侮辱に該当すると考えられる。今後についてはコードバイオリレーションのペナルティースケジュールに従って対処していく必要がある。
(ペナルティースケジュール)

1回目警告、2回目1ポイント、3回目以降違反の度に1ゲーム。注、違反が悪質な場合はその瞬間(それが1回目でも)失格になることがある。

個人戦において、保護者がロービングアンパイヤーにクレームをつけてきた。(平成17年度)

問題点

ロービングアンパイヤーのポジションや仕事について、フェンスの外から言ってきた。

今回の措置

一応対応はしたが、特に相手にせず。

ルールに基づいた今後の対策

観客は一切クレームをつけることができない。その事で試合進行を妨げるようであれば、ペナルティーを課すことができる。その会場からの退場等。

現在はずべて選手にペナル
ティーが課される

選手が試合中に痙攣を起こし、治療時間を要求し治療を行う際に、該当校顧問が中に入って治療して良いか質問をしてきた。(平成18年度)

問題点

トレーナーを配置していない場合、該当校顧問がトレーナーとして治療を行えるかどうか。

今回の措置

医薬品等を選手に渡す事については認めたが、処置については選手に行わせた。

ルールに基づいた今後の対策

本年度のルール改正で、痙攣についても治療時間をとれるようになったが(現在はけいれんによる治療時間は取れない)、トレーナーを配置していない場合は自分自身で治療を行うと明記してあることから、今後についても、そのルールに従う。

ダブルスの試合で、試合中ポイントごとにベースライン近くまで下がって打ち合わせをしている

ペアがあった。(平成18年度)

問題点

ポイント間20秒をフルに使っていたこと。

今回の措置

タイム計測すると、サービスのレディポジションをとるまでは、20秒以内だったために特にコールしなかった

ルールに基づいた今後の対策

ルールでは速やかに次のポイントに入らなくてはならないとあり、20秒以内に次のプレーを始めたとしても、それは意図的にプレーを遅らせたということで、コードバイオレーションの対象となる。またポイント間についても、前のポイント終了時から、サーブが打たれるまでとなっており、タイムバイオレーションの対象にもなる。

団体戦において、ベンチコーチからの再三のコーチングと取れるような声、応援生徒と選手との会話等があった。(平成20年度)

問題点

プレーヤーは一切のアドバイスを受けてはならない【コーチング】に抵触している。また同時にベンチコーチはエンドチェンジ以外では一切のアドバイスをしてはいけない。

今回の措置

コードバイオレーションは取らず、注意のみとした。

ルールに基づいた今後の対策

コーチングについては、段階をおいてのペナルティーということ(違)るが、今後についてが顧問会議等で

注意を促していく。
ルールブックp24に従う。

れる

試合中、自分のプレーに苛立ちを感じ、ポイントを落とした後、ラケットを投げるといった行為を行った。(平成20年度)

問題点

ルールブックp88「ラケットや用具の乱用」に適應する。

今回の措置

コードバイオレーション(1回目 警告)を取った。

ルールに基づいた今後の対策

明らかなルール違反であることから今後についても厳しく取っていく。

監督の先生の携帯電話が鳴った。(平成20年)

問題点

コート内では携帯の使用は禁止されている。

今回の措置

監督の先生にお願いして、ロービングアンパイヤーに預けていただく。

ルールに基づいた今後の対策

携帯電話については規定があるので、それに基づいて、対処していく。

ベンチコーチのポイント間のアドバイスについて(平成21年度)

問題点

コーチングともとれる言動が多々あった。

今回の措置

プレーヤーは一切のアドバイスを受けてはならない【コーチング】に抵触している。また同時にベンチコーチはエンドチェンジ以外では一切のアドバイスをしてはいけないとある。

また京都府高体連では声による応援は禁止をしている。その趣旨を伝え控えるように注意した。

ルールに基づいた今後の対策

「ナイスショット」等の声については本来コーチングにはあたらない。しかし京都府が採用しているローカルルールでは声による応援は禁止をしている。これは全ての応援、(保護者、監督を含む)に当てはめている。今後についても禁止の方向で行いたい。

保護者が声を出して応援をしている。(平成21年度)

今回の措置

プレーヤーは一切のアドバイスを受けてはならない【コーチング】に抵触している。また同時にベンチコーチはエンドチェンジ以外では一切のアドバイスをしてはいけないとある。

また京都府高体連では声による応援は禁止をしている。その趣旨を伝え控えるように注意した。

ルールに基づいた今後の対策

「ナイスショット」等の声については本来コーチングにはあたらない。しかし京都府が採用しているローカルルールでは声による応援は禁止をしている。これは全ての応援、(保護者、監督を含む)に当てはめている。今後についても禁止の方向で行いたい。

プレーヤーがプレー中にラケットを落とした。(平成21年度)

問題点

ルールの中の持ち物落とした場合の対応で、ラケットはそれに該当するのだろうか。

今回の措置

ルールを確認して試合再開する

ルールに基づいた今後の対策

選手が持ち物を落とした場合の「持ち物」にラケットは含まれていない。手を離れたラケットがネットに振れる等の事があった場合は違う反則になるが、ラケットを落としただけではコードバイオレーションとはならない。

相手がサーブをしようとしている時に故意に足を踏みならす行為があった。(平成21年度)

問題点

サーバーに対する妨害行為である。

今回の措置

ロービングアンパイヤーを通じて警告を行ってもらった。

ルールに基づいた今後の対策

これについては明らかな妨害行為(コードバイオレーション)になるので厳しく取っていく。(ルールブックp43に従う)

団体戦の応援で味方がポイントをあげた時に、必要以上に長く拍手をしていた。(平成21年度)

問題点

拍手が長すぎて、次のプレーが始まる寸前まで行っており。相手に対して意図的に不快な気持ちにさせる行為である

今回の措置

ロービングアンパイヤーから指導してもらおう。

ルールに基づいた今後の対策

ルールに照らし合わせるならば、特に該当するものはないが、意図的に行っているならば妨害行為としてコードバイオレーションとして扱う。

道具の乱用についてどうすればいいか。(ボールをたたきつける等)

(平成22年度)

今回の措置

コードバイオレーションの対象となるので警告ーポイントペナルティーーゲームペナルティーー失格の順で対処をすべきだと指示を行う。

但し、最初はソフトウォーニングで注意を行うようにと指示。

ルールに基づく今後の措置

コードバイオレーションとして処理していく。

応援で味方がポイントをあげた時に、必要以上に長く拍手をしていた。

(平成22年度)

問題点

相手プレイヤーが拍手が長いことに気になり、集中ができなかった。

今回の措置

プレイヤーから特に要請が無かったので特になし

ルールに基づく今後の措置

ルールに照らし合わせるならば、特に該当するものはないが、意図的に行っているならば妨害行為としてコードバイオレーションとして扱う。昨年団体戦においても同様のことがありロービングアンパイヤーから注意を行っている。

プレー中けいれんを起こしている選手にベンチコーチがポイント間に話をし治療(消炎スプレーの使用)を勝手に使用した。(平成22年度)

問題点

ロービングアンパイヤーがけいれんではMTOは取れないという注意をしなかった事と、勝手に治療したこと。

今回の措置

けいれんを起こしているという情報を聞き、本部より確認に行った時には、治療が終わりプレーが再開されていたことから、その行為については、その場にいたロービングアンパイヤーが認めたことになり、その後試合が終了したので、該当選手へ注意を行う。

ルールに基づく今後の措置

プレー中、ロービングアンパイヤーの確認無しに治療を受けた場合、その選手は失格となる。今後同様な事があった場合、ルールに従い処理していく。

エンドチェンジの際に一方の選手がテーピングの巻き直しのために規定の時間になってもプレーを始めなかった。そして対戦相手の選手がレフェリーの行動に対して抗議をしてきた。(平成23年度)

今回の問題点

本来ロービングアンパイヤーが行う措置を、レフェリーがコート内に入って、裁定をした

今回の措置

エンドチェンジの際に一方の選手がテーピングの巻き直しのために規定の時間になってもプレーを始めなかった。その時に入っていたロービングアンパイヤーがタイムコールをしなかったために、レフェリーがタイムコールをするように指示したが、一向に始める様子がなかったために、レフェリー自らコートに行

き、タイムバイオレーション(警告)を行った。

その後すぐにプレーを再開するように指示したが、対戦相手の選手がレフェリーの行動に対して抗議をしてきた。その際になぜレフェリーが入って指示したかを説明したが、その態度が明らかに悪くレフェリー、ロービングアンパイヤーを侮辱するものであったために、対戦相手の選手にコードバイオレーション(警告)を与えた。

ルールに基づく今後の措置

本来はロービングアンパイヤーの仕事であるが、大会運営上の問題で完全なスタッフを配置できなかった。そういった様々な事情からコート外からレフェリー及び役員が試合を監視していた。まずは役員の適正な配置が問題となるが、コート内でルールに従って試合が適正に行われていないと判断した場合、レフェリーが裁定する事ができる。最終の裁定はレフェリーに権限があり、今回の事例については適正に判断されたものとする。

団体戦において、ボールが外に出て選手がそのボールを取りに行った際に、応援選手と会話を交わした。(平成24年度)

今回の問題点

試合中選手は、外部からアドバイスをうけてはいけないにもかかわらず、会話をしたことで、対処をどうするか。

今回の措置

選手が十分ルールを把握していないこともあり、ロービングアンパイヤーからの嚴重注意とした。

ルールに関する今後の措置

ルールではゲーム中選手はいかなる場合においてもアドバイスをうけることができないとある、そして、それに反した場合は1回目警告、2回目警告、3回目退場となる。この罰則に対しては、悪質でない限りこのスケジュールに従って対処していく。

自分のチームがポイントを上げた時に、必要以上に長く拍手が続き、相手選手がサーブのモーションに入ろうとしているにも関わらず続けていた。(平成24年度)

今回の問題点

コードバイオレーション(妨害)に触れる場合がある。

今回の措置

相手からの要請が無いことから、特に何もしていない。

今後の措置

この事例は、平成21年度、22年度に問題事例として挙げている内容である。京都府においては応援は拍手のみとなっているが、だからといってどんな方法をとっても良いというものではない。意図的と思われることについては、今後コードバイオレーションの対象としていく。

ゲーム中、スタンドの観客とアイコンタクトをしている場合の対処をどうしたらいいか質問があった。(平成24年度)

今回の問題点

選手はゲーム中第三者から、いかなるアドバイスを受けてはならない(コーチング)とあることから、アイコンタクトもそれにあたるのではないかという点

今回の措置

実際に大会で問題になっていないので特になし。

今後の措置

実際には、大会であったという連絡は入っていないが、一般の大会の中で、アイコンタクトで警告や罰則が入ることは無い。京都府における一般の大会においてもアイコンタクトだけでは警告に対象にならないとなっている。また、現在では「ドンマイ」「ナイスショット」「頑張れ」はコーチングの対象となっていない

い。京都府高体連においては声を出しての応援は禁止していることから。声を出せば違う対象になるが、目を合わす程度では、反則とは言えない。次のポイントに入る前に手を叩いて選手の奮起を期待するのと同じ扱い。ただ、明らかに観客がサインを出している事が確認できれば、当然コーチングの対象となる。

応援で味方がポイントをあげた時に、必要以上に長く拍手をしていた。(平成25年度)

今回の問題点

プレイヤーの次のプレーに支障を与えていた。。

今回の措置

プレイヤーから特に要請が無かったが、意図的なものを感じたのでロービングアンパイヤーの判断で注意を行った。

今度の措置

ルールに照らし合わせるならば、特に該当するものはないが。意図的に行っているならば妨害行為としてコードバイオレーションとして扱う。今回は相手選手がジャッジに対してクレームをつけている間中ずっと拍手が続いていた。(今回で4回目)

プレイヤーが応援選手とアイコンタクトしているという事で、監督からの申し出があった。(平成25年度)

今回の問題点

選手はゲーム中第三者から、いかなるアドバイスを受けてはならない(コーチング)とあることから、アイコンタクトもそれにあたるのではないかという点

今回の措置

実際に大会で問題になっていないので特になし。

今度の措置

実際には、大会であったという連絡は入ってはいないが、一般の大会の中で、アイコンタクトで警告や罰則が入ることは無い。京都府における一般の大会においてもアイコンタクトだけでは警告に対象にならないとなっている。また、現在では「ドンマイ」「ナイスショット」「頑張れ」はコーチングの対象となっていない。京都府高体連においては声を出しての応援は禁止していることから。声を出せば違う対象になるが、目を合わす程度では、反則とは言えない。次のポイントに入る前に手を叩いて選手の奮起を期待するのと同じ扱い。ただ、明らかに観客がサインを出している事が確認できれば、当然コーチングの対象となる。(昨年度確認済み)

痙攣をしている選手に対するの対応。ロービングはどのように関わっていったらいいのか。(平成27年度)

今回の問題点

コンシードについて選手に対してルールを伝えてもいいか。

今回の措置

ロービングがルールの説明を行う。

ルールに関する今後の措置

選手が痙攣等でプレーを持続することができない場合、エンドチェンジまでのゲームを捨てて90秒間の時間を取ることができる。(コンシード)このルールの説明をすることは、アドバイスには当たらないので、ロービングアンパイヤーは事故防止のためにも、危険と判断した場合は伝えるべきである。

男子シングルスでサービス練習をしたあと一方の選手がリストバンドを取りにコートを離れた。

その際にロービングアンパイヤーは確認が取れず。事後に発覚した。(平成28年度)

今回の問題点

選手は許可無くコートから離れてはならないというルールがありますが、ロービング、本部がそのことを確認できていない状況にあった。

今回の措置

その時の判断ではないので、口頭注意に止めた。

ルールに関する今後の措置

本来は失格である。選手は勝手にコートから離れてはいけないというルールがある。ロービング、本部に注意喚起し。今後はルールに従って進める。

団体戦において、ベンチコーチからジャッジについてクレームがついた。(平成28年度)

今回の問題点

ベンチコーチの役割について

今回の措置

セルフジャッジにしたがって対応。

ルールに関する今後の措置

ベンチコーチはエンドチェンジの際にアドバイス可であるが、基本的に試合の進行に関する事(グッド、アウト、ノットアップ、タッチ)等についてはアピールできない。ベンチコーチは厳密に言えば拍手も禁止である。よってロービングアンパイヤーがコートで対応する時も、選手からの要請の時のみである。

二面進行で行われていたチーム対抗戦で、一方のコートにいるベンチコーチが作ったメモが応援団を通じてもう一方のコートにいるベンチコーチに渡された。(平成29年度)

今回の問題点

コーチングにあたるかどうか。

今回の措置

ロービングアンパイヤーの確認がなかったために、そのままゲームが進行した。

ルールに関する今後の措置

完全なコーチングである。外から渡されたメモはベンチコーチを通じて選手に伝わる事から、この事象はコーチング反則となる。(プレーヤーに直接メモを渡すのと同じ)

ラリー中のイン、アウトのジャッジで、プレーヤーのアウトジャッジをロービングアンパイヤーがオーバールールでグッドに訂正した。その際にボールマークがあると主張し、最後にはロービングアンパイヤーに不適切な発言をした。(平成29年度)

今回の問題点

オーバールールに対して抗議した点と不適切な発言。

今回の措置

ルールを説明し、試合を再開させた。オムニコートにおいてはボールマークの確認はできないという点と、オーバールールでジャッジが変わった時、それが最終となると説明。

ルールに関する今後の措置

今回オーバールールの抗議は説明してゲームを再開させたが、不適切な発言については事後にわかった。本来であれば失格に値する事象だと考えるが、事後でもあり、ロービングアンパイヤーへの謝罪もあったことから、嚴重注意に止めた。

ロービングアンパイヤーがプレーヤーに「アウトジャッジをしっかりとしてください」と注意をした。それに対して該当校のベンチコーチから、「全国ではほとんどジャッジなんかしていない」とロービングアンパイヤーに対して発言があった。その後短時間問答(失礼な表現)があった。(平成29年度)

今回の問題点

ロービングアンパイヤーによる失礼な発言

今回の措置

その場での対処はなく、ロービングアンパイヤーから本部への報告に止まったが、顧問会議や問題事例の中で回答すると約束。

ルールに関する今後の措置

まず、ロービングアンパイヤーからのプレーヤーに関する注意については何の問題も無い。それに対して、ベンチコーチのクレームはコードバイオレーションにあたる。その際ペナルティースケジュールにしたがって措置が成される。1回目警告(ウォーニング)、2回目ポイントペナルティー、3回目ゲームペナルティー。これは全てプレーヤーに与えられる。また悪質なコードがあった場合、ベンチコーチの行動であっても出場取り消しになる場合もある。(施設の損傷、ボールの乱用、用具の乱用、身体に対する危害、また侮辱的な表現。)これがチーム対抗戦である場合チームの失格となる。

現在セルフジャッジについて関西テニス協会では、マナーの向上に関西から発信していこうという動きがある。上部大会に行けばいくほどその傾向は強い。全国ではほとんどしていないというのはいり得ないことである。

応援をしている人からロービングアンパイヤーに「寝てるのか」と言う侮辱的な発言があった。(平成29年度)

今回の問題点

応援のマナーの問題。

今回の措置

そこにいた学校関係者から事情を確認したが、特定はできなかった

ルールに関する今後の措置

応援による侮辱的な発言については、コードバイオレーションの扱いとなり、プレーヤーにペナルティーが科されることになる。今回特定できないということもあり、何の措置をとることもできなかったが、今後はしっかりと確認を取る必要がある。

ただ、マナーに関しては今年は近年になく悪く、多くの問題が起こっている。事例8に関する事についても大きなペナルティーが考えられることである。

ダブルスの試合の際に相手のフォルトジャッジの際に「目ついてるのか」とつぶやいた。(令和2年度)

今回の問題点

つぶやいた声が相手に聞こえ、言葉による侮辱と捉えられたこと。

今回の措置

通常であれば1回目、2回目ポイントペナルティーとスケジュールは進んでいくが、重大事項と考え、警告をして次回以降は失格とすることを伝える。

ルールに関する今後の措置

今後はコートオフィシャルの手引き、コードバイオレーションに従って行っていくが、失格に値する行為は、暴力もしくはそれに準ずる行為、または非人道的な発言、きわめて卑猥な発言等が該当する。それを判断するのはその会場のレフェリーとなり、その会場においては最終判断となる。

ジュニアの大会であれば感情的になって出た発言については、今回のように警告でとどめるのが妥当と

考える。

コロナ禍での開催で様々な規制がある中で無観客試合で実施したが、一部学校関係者(保護者)と思われる人物がコート外からスマホで撮影を行っていた。(令和2年度)

今回の問題点

特別措置として行われた無観客試合に対して指示に従ってもらい無かったこと。

今回の措置

専門委員長より注意してもらった。該当者はそそくさと退散。

ルールに関する今後の措置

大会におけるローカルルールであり、ルールブックには記載されていないが、これに従わない場合は、コードバイオレーション、倫理規定違反等から大会出場選手にペナルティーが科せられることになる。応援選手にコードバイオレーションは適応されない。大会を無事に円滑に行うためには、今後選手に対して「警告」「試合の一時中断」など措置もとっていくべきだと考える。

コート外からの声について(令和3年度)

今回の問題点

団体戦に於いてコート外から様々な、声があり、一部コーチングと取られるようなものもあった。

今回の措置

明らかにコーチングと判断できる者は無かったので、特に対応は無し。

ルールに関する今後の措置

コーチングを含め倫理規定違反については、すべてのペナルティーは選手に与えられる。たとえば「今のはアウトだろう」とか言った声についても、明らかに相手選手に対して圧力を与えるようなものであった場合、それは選手に対しての警告、ペナルティーの対象となる。特に今年はそういった場面が多く見られることから厳正に対処していく。

京都府においては応援は拍手のみとなっているが、団体戦の応援でコートに入る扉が開いたときにゼスチャーで選手を鼓舞するような、動きが応援生徒にあった。(令和5年度)

今回の問題点

ローカルルールではあるが、応援は拍手のみであると決められていること。

今回の措置

応援生徒に対してはペナルティーは与えられない、すべて選手に与えられることより、当該校の選手にはコードバイオレーション(警告)を与えた。

ルールに関する今後の措置

ローカルルールではあるが京都府においては応援の仕方が決められている。コート外で自分自身で盛り上がり上がり、思わず突発的に声が出てしまったりとかという場合については許容範囲として認めているが、明らかに選手に対しての行動については厳しく見ていくことになる。